

令和7年度「大阪IR（統合型リゾート）説明会」（第3回） 当日の質問への追加回答について

	質問	回答
1	<p>広告勧誘規制というのがあります。これは、IR整備法で、IRの外ではビラ等の広告をしてはいけない、はり紙等の広告をしてはいけないということですが、テレビ、インターネットについては言及がありません。今、ビラなんかで誰も知ることはないので、テレビ、インターネット、SNSで知るわけなんで、これに対して規制がないというのはもう無規制そのものです。IRの敷地内では、はり紙することができるというふうに整備法では書いてありますけれども、子供も来て楽しめるというのがIRの売り文句やったはずです。ここへ来た子供さんたちがそのはり紙を見て、IRって何とか、どんな面白そうなもんやと思うの当たり前だと思います。だから、大阪市が最初に言っておられた家族みんなで楽しめるという、それにそういった宣伝文句が子供さんたちへIRに接触するチャンスを与えていくと思います。ですから、カジノに接触するチャンスを与えたいと思います。ですから、こんな先ほど絵に描いた餅と言われましたけれど、絵に描いた餅どころかこれは嘘八百だと思います。ですから、こんなものでは規制はできないし、規制これだけありますよと並べ立てておられるIR推進局さんは何を考慮されているのかというふうに思います。</p>	<p>インターネット等の媒体を通じた広告については、特定複合観光施設区域整備法（以下「IR整備法」という。）第106条第1項第1号により虚偽・誇大な表示や説明が禁止されるなど、規制の対象とされています。</p> <p>さらに、カジノ管理委員会においては、「カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則案に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会の考え方」によると、これらの広告の影響力の大きさに鑑み、IR整備法第106条第9項に定める広告勧誘指針を示し、IR整備法の規制に追加した規制を検討することになっています。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定複合観光施設区域整備法 （広告及び勧誘の規制） 第百六条 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告又は勧誘をするときは、次に掲げる表示又は説明をしてはならない。 一 虚偽の又は誇大な表示又は説明 （中略） 9 カジノ管理委員会は、第六項の規定の趣旨に照らして必要があると認めるときは、カジノ事業又はカジノ施設に関する広告又は勧誘をする者に対し、当該広告又は勧誘をするに当たって従うべき指針（次条において「広告勧誘指針」という。）を示すことができる。 ・「カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則案に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会の考え方」

(該当箇所を抜粋)

法においてカジノ事業又はカジノ施設に関する広告勧誘を規制している趣旨は、カジノ行為への依存防止、青少年の健全育成及び善良の風俗・清浄な風俗環境の保持等にあるところ、広告の対象が、日本人及び本邦内に住居を有する外国人であるか、外国人旅行者であるかを区別した規制は設けておりませんが、他方で全ての広告に関して虚偽又は誇大な表示・説明等が禁止（法第 106 条第 1 項）されているなど、厳格な規制が設けられています。また、広告物の表示及びビラ等の頒布については、特定複合観光施設区域内及び政令で定める地域（いわゆる CIQ エリア）のみに限定するという厳しい地域規制を設けています（法第 106 条第 2 項）。

さらに、テレビ、ラジオ、インターネット等における広告については、その影響力の大きさに鑑み、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を参考にしながら、同条第 9 項に定める広告勧誘指針を示し、法の規制に追加した規制を検討してまいります。